香川県広域水道企業団職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和7年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第4号

香川県広域水道企業団職員服務規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員服務規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	l

第6号様式(第17条関係)

年 月 日

事務局長 殿

所 属 職氏名

交 通 違 反 報 告 書

違	反	の	態	様	□公用 □私用 □通勤		□公用□				-		もの かない	いもの	
日				時	年	J	月日	()		時	分	頃	天候	€ ()
場				所											
違	反	関	係	者	運(住所、	転職	者 氏名、年	等 齢)		同 (住	所、	乗職氏		才 年齢)	Ž.
車				両	管理責 (職	任者	育又は所不 氏 名		車	種	車	番	購価	入年月 格	日 等
% i	違 反 の 状 況 ※違反原因、発生 状況等を詳細に 記入すること。														
処	行政	口:	免 亭	許止	停止期間	ŀ	日(短縮	日)	処分)年月	日		年	月	日
分	処分			許消	欠格期間	左	F		違反種	(行為	別				
内	刑事	_:	拘禁		罰金又は科料の	の額	_	処分	年月	日		年	月	日	
容	型 処分			金 料				円	罪		名				
所長等の意見															
要添付書類 略式命令及び運転免許停止(取消)処分書の写し															

注 「違反関係者」及び「車両」の欄には、事故を伴う場合であっても、当該事故の相手方について記入する必要はありません。

第6号様式(第17条関係)

年 月 日

事務局長 殿

所 属 職氏名

交通違反報告書

違反の態様	□公用 □私用 □通勤	□公用車 □私有車	_ ,	を伴うもの を伴わない					
日 時	年 月	月 ()	時	分頃 天候	()				
場所									
違反関係者	運 転 住所、職日	者 等 氏名、年齢)	同(住所、	乗職氏名、	者 年齢)				
車 両		又は所有者 千 名)	車 種 車	番	入年月日 格 等				
違 反 の 状 況 ※違反原因、発生 状況等を詳細に 記入すること。									
行 □免 許	停止期間 日	(短縮 日)	処分年月日	年	月 日				
型	欠格期間 年	<u> </u>	違反行為の 種 別						
内 刑 □懲 役 □禁 錮	罰金又は科料の)額	処分年月日	年	月 日				
容 処 □罰 金 □科 料		円	罪 名						
所長等の意見									
要添付書類 略式命令及び運転免許停止 (取消) 処分書の写し									

注 「違反関係者」及び「車両」の欄には、事故を伴う場合であっても、当該事故の相手方について記入する必要はありません。

附則

- 1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 改正前の規程で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。